

新潟市黒崎市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第60号

新潟市黒崎市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市黒崎市民会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第248号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 区分 | 種類 | 単位 | 利用区分 | 使用料の額（円） |
|-----|----------------------------|----|------|----------|
| ホール | ボーダーライト（カラーフィルターを除く。） | 1列 | 1回 | 780 |
| | 第1サスペンションライト（カラーフィルターを除く。） | 1列 | 1回 | 1,040 |
| | 第2サスペンションライト（カラーフィルターを除く。） | 1列 | 1回 | 1,040 |
| | アッパーホリゾンライト（カラーフィルターを除く。） | 1列 | 1回 | 1,040 |
| | ロアーホリゾンライト（カラーフィルターを除く。） | 1列 | 1回 | 1,040 |
| | フロントサイドライト（カラーフ | 1個 | 1回 | 390 |

| | | | | |
|--------|--------------------------|-----|----|-------|
| | フィルターを除く。) | | | |
| | シーリングライト (カラーフィルターを除く。) | 1列 | 1回 | 1,040 |
| | ピンスポットライト (カラーフィルターを除く。) | 1個 | 1回 | 1,560 |
| | 持込機器用電源 | 1KW | 1回 | 260 |
| | 拡声装置 | 1式 | 1回 | 3,250 |
| | 移動用拡声装置 | 1式 | 1回 | 1,560 |
| | 移動用スピーカー | 1組 | 1回 | 1,560 |
| | 音響反射板 | 1式 | 1回 | 2,210 |
| | 平台 (箱足、開き足付き) | 1台 | 1回 | 260 |
| | グランドピアノ (調律料を除く。) | 1台 | 1回 | 2,860 |
| | 第1楽屋 | 1室 | 1回 | 1,040 |
| | 第2楽屋 | 1室 | 1回 | 1,040 |
| 多目的ルーム | 音響セット | 1式 | 1回 | 1,170 |
| 音楽室 | 音響セット | 1式 | 1回 | 390 |
| | アップライトピアノ (調律料を除く。) | 1台 | 1回 | 650 |

| | | | | |
|------|---------------|----|----|-------|
| 各室共通 | 可搬式プロジェクターセット | 1式 | 1回 | 1,040 |
| | 展示パネル | 1台 | 1回 | 130 |

別表備考5中「1円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市黒崎市民会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。